

をしていない理由としては、「取り決めをしなくても交流できる」が29.1%と最も多く、次いで「相手と関わり合いたくない」が18.4%となっている。 また、現在も面会交流を行っている世帯は45.5%（平成23年37.4%）、行ったことがある世帯が16.2%（平成23年16.5%）、行ったことがない世帯が32.8%（平成23年41.0%）となっている。 面会交流の実施頻度は、「月2回以上」が最も多く21.1%（平成23年18.7%）となっている。 離婚の際又はその後、面会交流の関係で誰かに相談した者は、全体の30.8%であるが、そのうち相談相手は、親族が37.9%で最も多く、次いで家庭裁判所が27.4%、弁護士18.9%、知人・隣人7.4%等となっている。	11. 子どもの状況等 (1) 母子世帯における1世帯当たりの子ども（20歳未満）の数は、「1人」が57.9%（平成23年54.7%）、「2人」が32.6%（平成23年34.5%）となっており、平均1.52人（平成23年1.58人）となっている。 就学状況別に見ると、小学生のいる世帯が30.2%（平成23年31.3%）で最も多く、中学生のいる世帯が20.1%（平成23年20.5%）、高校生のいる世帯が22.9%（平成23年20.4%）となっている。 小学校入学前の子どものいる母子世帯は全体の14.5%（平成23年16.2%）となっている。その子どもの養育の状況につ
ている。	11. 子どもの状況等 (1) 母子世帯における1世帯当たりの子ども（20歳未満）の数は、「1人」が54.7%（平成18年54.1%）、「2人」が34.5%（平成18年35.6%）となっており、平均1.58人（平成18年1.58人）となっている。 就学状況別に見ると、小学生のいる世帯が31.3%（平成18年35.2%）で最も多く、中学生のいる世帯が20.5%（平成18年19.4%）、高校生のいる世帯が20.4%（平成18年18.9%）となっている。 小学校入学前の子どものいる母子世帯は全体の16.2%（平成18年17.1%）となっている。その子どもの養育の状況につ

いては、保育所の割合が<u>59.0%</u>（平成23年61.7%）と最も高く、親本人、親以外の家族等が養育している割合は<u>減少</u>している。	いては、保育所の割合が<u>61.7%</u>（平成18年65.3%）と最も高く、親本人、親以外の家族等が養育している割合が<u>増加</u>している。
(2) 父子世帯における1世帯当たりの子ども（20歳未満）の数は、「1人」が<u>59.8%</u>（平成23年54.7%）、「2人」が<u>30.4%</u>（平成23年36.0%）となっており、平均は<u>1.50人</u>（平成23年1.56人）となっている。	(2) 父子世帯における1世帯当たりの子ども（20歳未満）の数は、「1人」が<u>54.7%</u>（平成18年50.3%）、「2人」が<u>36.0%</u>（平成18年38.7%）となっており、平均は<u>1.56人</u>（平成18年1.62人）となっている。
就学状況別にみると、小学生のいる世帯が<u>26.8%</u>（平成23年27.9%）、中学生のいる世帯が<u>20.4%</u>（平成23年24.5%）、高校生のいる世帯が<u>27.3%</u>（平成23年25.1%）で最も多くなっている。小学校入学前の児童のいる父子世帯は全体の<u>8.2%</u>（平成23年8.1%）となっている。その子どもの養育状況については、母子世帯同様、保育所の割合が<u>57.1%</u>（平成23年67.6%）と最も高いが、その割合が<u>減少</u>し、親本人、<u>親以外の家族等が養育している割合が増加</u>している。	就学状況別にみると、小学生のいる世帯が<u>27.9%</u>（平成18年31.0%）と最も多く、中学生のいる世帯が<u>24.5%</u>（平成18年24.1%）、高校生のいる世帯が<u>25.1%</u>（平成18年21.4%）となっている。小学校入学前の児童のいる父子世帯は全体の<u>8.1%</u>（平成18年12.1%）となっている。その子どもの養育状況については、母子世帯同様、保育所の割合が<u>67.6%</u>（平成18年46.2%）と最も高く、その割合が<u>増加</u>している。
(3) 母子世帯及び父子世帯の16歳の者のうち、平成28年11月1日現在で高等学校に在籍している者の割合は<u>93.9%</u>（平成23年92.8%）、高等専門学校に在籍している者の割合は<u>2.0%</u>（平成23年1.1%）、就労している者の割合は<u>1.7%</u>（平成23年0.8%）となっている。また、19歳の者のうち、平成28年11月1日現在で大学及び短期大学に在籍している者の割合は<u>41.9%</u>（平成23年23.9%）、専修学校等に在籍している者の割合は<u>16.7%</u>（平成23年17.8%）、就労している者の割合は<u>24.8%</u>（平成23年33.0%）となっている。	(3) 母子世帯及び父子世帯の16歳の者のうち、平成23年11月1日現在で高等学校に在籍している者の割合は<u>92.8%</u>、高等専門学校に在籍している者の割合は<u>1.1%</u>、就労している者の割合は<u>0.8%</u>となっている。また、19歳の者のうち、平成23年11月1日現在で大学及び短期大学に在籍している者の割合は<u>23.9%</u>、専修学校等に在籍している者の割合は<u>17.8%</u>、就労している者の割合は<u>33.0%</u>となっている。

12. その他	12. その他
(1) 公的制度の利用状況等	(1) 公的制度の利用状況等
公共職業安定所を利用したことがある者は、母子世帯で<u>68.5%</u>（平成23年69.1%）、父子世帯で<u>45.5%</u>（平成23年49.4%）となっており、制度を知らなかった者は、母子世帯で<u>3.1%</u>（平成23年2.2%）、父子世帯で<u>6.6%</u>（平成23年4.5%）となっている。 一方で、母子・父子自立支援員による相談・支援を利用している又はしたことがある者は、母子世帯で<u>4.0%</u>（平成23年4.7%）、父子世帯で<u>2.3%</u>（平成23年1.7%）であり、制度を知らなかった者は、母子世帯で<u>46.7%</u>（平成23年46.4%）、父子世帯で<u>50.3%</u>（平成23年45.0%）であったほか、母子家庭等就業・自立支援センター事業については、利用したことがあり、母子世帯で<u>10.9%</u>（平成23年8.1%）、父子世帯で<u>2.6%</u>（平成23年0.7%）であり、制度を知らなかった者が母子世帯で<u>31.8%</u>（平成23年35.1%）、父子世帯で<u>42.4%</u>（平成23年45.8%）、高等職業訓練促進給付金については、利用したことがあり、母子世帯で<u>3.2%</u>（平成23年1.5%）、父子世帯で<u>1.6%</u>であり、制度を知らなかった者が母子世帯で<u>48.1%</u>（平成23年49.7%）、父子世帯で<u>49.3%</u>、母子福祉資金及び父子福祉資金については、利用したことがあり、母子世帯で<u>6.0%</u>（平成23年6.3%）、父子世帯<u>3.7%</u>であり、制度を知らなかった者が母子世帯で<u>52.3%</u>（平成23年63.6%）、父子世帯で<u>68.8%</u>となっている。	公共職業安定所を利用したことがある者は、母子世帯で<u>69.1%</u>、父子世帯で<u>49.4%</u>となっており、制度を知らなかった者は、母子世帯で<u>2.2%</u>、父子世帯で<u>4.5%</u>となっている。 一方で、母子・父子自立支援員による相談・支援を利用している又はしたことがある者は、母子世帯で<u>4.7%</u>、父子世帯で<u>1.7%</u>であり、制度を知らなかった者は、母子世帯で<u>46.4%</u>、父子世帯で<u>45.0%</u>であったほか、母子家庭等就業・自立支援センター事業については、利用したことがあり、母子世帯で<u>8.1%</u>、父子世帯で<u>0.7%</u>であり、制度を知らなかった者が母子世帯で<u>35.1%</u>、父子世帯で<u>45.8%</u>、高等職業訓練促進給付金については、利用したことがあり、母子世帯で<u>1.5%</u>、制度を知らなかった者が母子世帯で<u>49.7%</u>、母子福祉資金については、利用したことがあり、母子世帯で<u>6.3%</u>、制度を知らなかった者が<u>63.6%</u>となっている。

また、厚生労働省「平成30年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」によると、都道府県及び市村において、母子・父子自立支援プログラム策定等事業を実施している割合が<u>64.3%（平成25年62.7%）</u>、ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している割合が<u>52.2%（平成25年54.6%）</u>となっており、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援施策は、<u>地方自治体</u>によって取組状況に差がある。 (2) 子どもについての悩み ① 母子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が<u>58.7%（平成23年56.1%）</u>と最も多く、「しつけ」が<u>13.1%（平成23年15.6%）</u>で次いでいる。 ② 父子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が<u>46.3%（平成23年51.8%）</u>と最も多く、「しつけ」が<u>13.6%（平成23年16.5%）</u>で次いでいる。 (3) 困っていること ① 母子世帯における母が困っている内容については、「家計」が<u>50.4%（平成23年45.8%）</u>で最も多く、「仕事」<u>13.6%（平成23年19.1%）</u>、「<u>自分の健康</u>」<u>13.0%（平成23年9.5%）</u>の順となっている。 ② 父子世帯における父が困っている内容については、「家計」が<u>38.2%（平成23年36.5%）</u>で最も多く、「家事」<u>16.1%（平成23年12.1%）</u>、「仕事」が<u>15.4%（平成23</u>	また、厚生労働省「平成25年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」によると、都道府県等及び市等において、母子・父子自立支援プログラム策定等事業を実施している割合が<u>62.7%、ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している割合が54.6%</u>となっており、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援施策は、<u>自治体</u>によって取組状況に差がある。 (2) 子どもについての悩み ① 母子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が<u>56.1%（平成18年56.4%）</u>と最も多く、「しつけ」が<u>15.6%（平成18年19.0%）</u>で次いでいる。 ② 父子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が<u>51.8%（平成18年50.6%）</u>と最も多く、「しつけ」が<u>16.5%（平成18年12.8%）</u>で次いでいる。 (3) 困っていること ① 母子世帯における母が困っている内容については、「家計」が<u>45.8%（平成18年46.3%）</u>で最も多く、「仕事」<u>19.1%（平成18年18.1%）</u>、「住居」<u>13.4%（平成18年12.8%）</u>の順となっている。 ② 父子世帯における父が困っている内容については、「家計」が<u>36.5%（平成18年40.0%）</u>で最も多く、「仕事」<u>17.4%（平成18年12.6%）</u>、「家事」が<u>12.1%（平成18年27.4%）</u>
--	--

年17.4%)の順となっている。 ③ 寡婦における困っている内容については、「家計」が28.6% (平成26年23.8%)と最も多く、「<u>親族の健康・介護</u>」が23.6% (平成26年20.5%)、「<u>自分の健康</u>」が17.6% (平成26年21.5%)の順となっている。	の順となっている。 ③ 寡婦における困っている内容については、「家計」が23.8% (平成15年度「<u>全国母子世帯等調査</u>」26.8%)と最も多く、「<u>自分の健康</u>」21.5% (平成15年度「<u>全国母子世帯等調査</u>」29.1%)、「<u>親族の健康・介護</u>」が20.5%の順となっている。
(4) 相談相手について 相談相手がありと回答があったのは、母子世帯では80.0% (平成23年80.4%)、父子世帯では55.7% (平成23年56.3%)、寡婦では81.9% (平成26年85.0%)となっている。 相談相手がありと回答した者のうち、相談相手が公的機関と回答があったのは、母子世帯では1.5% (平成23年2.4%)、父子世帯では1.0% (平成23年3.6%)、寡婦では5.1% (平成26年4.3%)となっている。 また、相談相手がいないと回答した者のうち、相談相手が欲しいと回答した者は、母子世帯では60.2% (平成23年61.8%)、父子世帯では54.1% (平成23年50.4%)、寡婦では75.0% (平成26年64.2%)となっている。	(4) 相談相手について 相談相手がありと回答があったのは、母子世帯では80.4% (平成18年76.9%)、父子世帯では56.3% (平成18年59.4%)、寡婦では85.0% (平成15年度「<u>全国母子世帯等調査</u>」77.2%)となっている。 相談相手がありと回答した者のうち、相談相手が公的機関と回答があったのは、母子世帯では2.4% (平成18年1.2%)、父子世帯では3.6% (平成18年0.9%)、寡婦では4.3% (平成15年度「<u>全国母子世帯等調査</u>」0.7%)となっている。 また、相談相手がいないと回答した者のうち、相談相手が欲しいと回答した者は、母子世帯では61.8% (平成18年67.9%)、父子世帯では50.4% (平成18年53.8%)、寡婦では64.2% (平成15年度「<u>全国母子世帯等調査</u>」61.5%)となっている。
13. まとめ (1) 母子世帯及び寡婦の状況 母子世帯については、生別世帯の割合が約9割となっており。就業状況は、<u>正規の職員・従業員の割合</u>が増加し、就労収入は、	13. まとめ (1) 母子世帯及び寡婦の状況 母子世帯については、生別世帯の割合が増加している。就業状況は、<u>パート・アルバイト等の割合</u>が増加し、就労収入は、

入は、一定の改善がみられるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にある。養育費も大半が取得していない状況に変わりはない。その結果、家計について困っているとの回答が最も多くなっているほか、自分の健康に困っているとの回答が一定割合存在する。また、子どもの「教育・進学」や「しつけ」に悩みを抱えている。

このように、母子世帯については、特に、子育てと仕事の両立支援、より収入の高い就業を可能にするための支援、学習支援等の児童に対する支援、養育費取得のための支援、生活の場の整備等が重要と考えられ、それらの必要性が従来以上に高まっている。また、母子・父子自立支援員を始めとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。

寡婦については、家計の次に、親族の健康・介護や自身の健康で困っているとの回答があることから、就業面や生活面において、必要に応じた支援が重要と思われる。

(2) 父子世帯の状況

父子世帯については、死別世帯の割合が増加している。母子世帯に比べて、持ち家率が高く、また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部分は正規の職員・従業員であるが、父子世帯の平均年間収入は児童のいる世帯の平均所得金額 743.6 万円（平成 30 年「国民生活基礎調査」）より低くなっている。パート・アルバイト等の形態で就業する

一般世帯と比較するとなお低い水準にある。養育費も大半が取得していない状況に変わりはない。その結果、家計について困っているとの回答が最も多くなっている。また、子どもの「教育・進学」や「しつけ」に悩みを抱えている。

このように、母子世帯については、特に、子育てと仕事の両立支援、より収入の高い就業を可能にするための支援、学習支援等の児童に対する支援、養育費取得のための支援、生活の場の整備等が重要と考えられ、それらの必要性が従来以上に高まっている。また、母子・父子自立支援員を始めとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。

寡婦については、家計や自身の健康、親族の健康・介護で困っているとの回答が同程度あることから、就業面や生活面において、必要に応じた支援が重要と思われる。

(2) 父子世帯の状況

父子世帯については、生別世帯の割合が増加しており、母子世帯に比べて、持ち家率が高い。また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部分は正規の職員・従業員であるが、父子世帯の平均年間収入は児童のいる世帯の平均所得金額 658.1 万円（平成 23 年「国民生活基礎調査」）より低くなっている。また、パート・アルバイト等の形態で就

者が一定割合存在し、その就労収入が低い水準にとどまる者もいるとともに、就労収入が高い水準にある場合であっても住宅ローン等の債務を負いながら経済的な問題を抱えているケースがあることも想定される。また、母子世帯に比べて家事等生活面で多くの困難を抱え、相談相手が少ないという傾向がある。さらに、母子世帯と同様、<u>自分の健康に困っているとの回答が一定割合存在するほか、子どもの「教育・進学」や「しつけ」に悩みを抱えている。</u>	業する者が一定割合存在し、その就労収入が低い水準にとどまる者もいるとともに、母子世帯に比べて家事等生活面で多くの困難を抱え、相談相手が少ないという傾向がある。さらに、母子世帯と同様、子どもの「教育・進学」や「しつけ」に悩みを抱えている。
このように、父子世帯については、特に、子育て・家事と仕事の両立支援や相談支援、就業支援、学習支援等の児童に対する支援等が重要と考えられる。また、母子・父子自立支援員による相談・支援を始めとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となつていくことから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。	このように、父子世帯については、特に、子育て・家事と仕事の両立支援や相談支援、就業支援、学習支援等の児童に対する支援等が重要と考えられる。また、母子・父子自立支援員による相談・支援を始めとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となつていくことから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。
第2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項	第2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
1. 今後実施する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の基本的な方向性	1. 今後実施する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の基本的な方向性
(1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、<u>就業支援を中心として、個々の家庭に寄り添ったきめ細かな福祉サービスの推進</u>とに主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。	(1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、<u>就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進</u>とに主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

ととする。

その際、国、都道府県及び市町村が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究や、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る施策の普及・啓発、関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市町村における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等及び市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行う等、都道府県及び市町村に対する支援を行う。自立促進計画が未策定の都道府県等及び市等に対し支援を行い、その策定を促す。国の補助事業については、都道府県及び市町村によって事業によって実施状況のばらつきがみられるが、都道府県及び市町村がこれらの事業を積極的に活用して、地域のニーズに応じた施策を展開していくことができるよう、必要な支援を行う。

都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、自立促進計画を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を実施することが必要である。また、母子・父子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の国の補助事業を積極的に

その際、国、都道府県等及び市等が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究や、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る施策の普及・啓発、関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市等における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等及び市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県及び市町村に対する支援を行う。

都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、自立促進計画を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を実施することが必要である。また、母子・父子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の自ら実施すべき施策を推

活用するとともに、地域のニーズに応じた施策を検討・展開していくことが求められる。都道府県等及び市等は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第10条の2の規定の趣旨を踏まえ、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援を展開する等、市町村に対する支援を行うことが必要である。

市町村は、母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業及び寡婦日常生活支援事業（以下「ひとり親家庭等日常生活支援事業」という。）、母子家庭生活向上事業、父子家庭生活向上事業及び寡婦生活向上事業（以下「ひとり親家庭等生活向上事業」という。）等の国の補助事業を積極的に活用するとともに、地域のニーズに応じた施策を検討・展開する。また、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、相談に応じるとともに、生活困難者自立支援制度などの他施策を含め、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦

進することが求められる。都道府県等及び市等は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第10条の2の規定の趣旨を踏まえ、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行うことが必要である。

市町村は、母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業及び寡婦日常生活支援事業（以下「ひとり親家庭等日常生活支援事業」という。）、母子家庭生活向上事業、父子家庭生活向上事業及び寡婦生活向上事業（以下「ひとり親家庭等生活向上事業」という。）等の自ら実施すべき施策を推進するとともに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、相談に応じ、施策や取組について情報提供を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求

に対する支援の施策や取組について分かりやすい情報提供を行うなど、個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。

(2) 関係機関相互の協力

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦への支援については、就業支援と子育て・生活支援を組み合わせて実施することが重要であることから、母子・父子自立支援員、福祉事務所その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する機関、児童委員、児童家庭支援センター、母子生活支援施設、母子・父子福祉施設、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）、学校、教育委員会、母子・父子福祉団体等の地域で子育て支援等の活動を行う民間団体その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援を行う関係機関が相互に協力することが必要である。

また、家計、仕事、家事、住居、子どもの教育・進学、親族の健康・介護、児童虐待、配偶者からの暴力等、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱える課題は多岐にわたっていることから、福祉や教育等の幅広い分野にわたる関係機関が相互に連携することも必要である。特に、子どもの貧困対策の観点から、生活困窮者自立支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図ることが必要である。あわせて、児童扶養手当の現況届提出時等の機会を積極的に活用

められる。

(2) 関係機関相互の協力

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦への支援については、就業支援と子育て・生活支援を組み合わせて実施することが重要であることから、母子・父子自立支援員、福祉事務所その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する機関、児童委員、児童家庭支援センター、母子生活支援施設、母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援を行う関係機関が相互に協力することが必要である。

また、家計、仕事、家事、住居、子どもの教育・進学、親族の健康・介護、児童虐待、配偶者からの暴力など、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱える課題は多岐にわたっていることから、福祉や教育など幅広い分野にわたる関係機関が相互に連携することも必要である。あわせて、児童扶養手当の現況届提出時等の機会を積極的に活用し、子育て、生活、就業、養育費等に関する相談に集中的に対応できる体制の構築を図ることも必要である。

し、子育て、生活、就業、養育費等に関する相談に集中的に対応できる体制の構築を図ることも必要である。

(3) 相談機能の強化

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦は、母子家庭の母又は父子家庭の父になった理由や、自身や子どもの年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により多様な支援を必要としており、また、配偶者からの暴力や児童虐待の課題等の多様な課題を抱えている場合もある。このため、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の悩みや課題の内容のいかんにかかわらず、まず相談でき、それぞれの悩みや課題に応じ、様々な支援メニューを組み合わせて、また、必要に応じて、他の支援機関につなげることによって、総合的・包括的な支援を行う必要があることから、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談窓口においては、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制を整えることが重要である。

その際、母子・父子自立支援員は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている問題を把握し、母子・父子福祉団体等と連携し、その解決に必要なかつ適切な助言及び情報提供を行う等、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められる。都道府県等及び市等においても、母子・父子自立支援員が充分な相談支援を担うことができるよう必要な体制や環境を整備していくことが求められる。また、地域における福祉の増進を図る児童委員においては、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦について相

(3) 相談機能の強化

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦は、母子家庭の母又は父子家庭の父になった理由や、自身や子どもの年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により多様な支援を必要としており、また、配偶者からの暴力や児童虐待の課題など多様な課題を抱えている場合もある。このため、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の悩みや課題の内容のいかんにかかわらず、まず相談でき、それぞれの悩みや課題に応じ、様々な支援メニューを組み合わせて、また、必要に応じて、他の支援機関につなげることによって、総合的・包括的な支援を行う相談支援体制を整えることが重要である。

その際、母子・父子自立支援員は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている問題を把握し、母子・父子福祉団体等と連携し、その解決に必要なかつ適切な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められる。また、地域における福祉の増進を図る児童委員においては、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設及びサービスについて助言し、母子・父子自立支援員と連携して問題の解決に努める

談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設及びサービスについて助言し、母子・父子自立支援員と連携して問題の解決に努めること等が重要である。さらに、母子・父子自立支援員の受けた相談内容の割合が母子父子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当等に関するものが多い状況と踏まえ、相談窓口に就業支援を担当する者（以下「就業支援専門員」という。）を配置して就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携すること、相談窓口に関する分かりやすい情報提供等に取り組んでいくことが必要である。

また、行政とのあらゆる接点を通じて困難に陥る前から相談・支援につなげ、必要な支援メニューにつなげる体制を構築するため、離婚届提出時、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時等あらゆる機会を捉え、支援窓口につなげる仕組みを構築する。併せて、行政との関わりを持つ機会が持ちづら
い母子家庭及び父子家庭並びに寡婦にについても、必要な支援
が行き届くよう、母子生活支援施設や地域の民間団体との連
携により、きめ細かな相談・支援を行う仕組みを構築すること
が必要であり、このことによりソーシャルワーク機能の強化
を図っていくことが重要である。

都道府県等及び市等は、福祉事務所等の相談窓口に、母子・父子自立支援員を適正に配置した上で、更にそれぞれの実情に応じ、就業支援専門員を配置する等し、相談窓口のワンストップ

こと等が重要である。さらに、母子・父子自立支援員の受けた相談内容の割合が母子父子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当などに関するものが多い状況を踏まえ、相談窓口に就業支援を担当する者（以下「就業支援専門員」という。）を配置して就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携すること、相談窓口に関する分かりやすい情報提供等に取り組んでいくことが必要である。

また、行政とのあらゆる接点を通じて困難に陥る前から相談・支援につなげ、必要な支援メニューにつなげる体制を構築するため、離婚届提出時、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時等あらゆる機会を捉え、支援窓口につなげる仕組みを構築する必要がある。

都道府県等及び市等は、福祉事務所等の相談窓口に、母子・父子自立支援員を適正に配置した上で、更にそれぞれの実情に応じ、就業支援専門員を配置するとともに、児童扶養手当、

ップ化を推進するとともに、児童扶養手当、子育て支援、離婚や妊娠に係る相談窓口や他の支援機関、地域の民間団体等との連携を密にすることにより、具体的な支援メニューにつなげる支援体制を整備することが重要である。また、相談窓口の整備に当たっては、地域の実情に応じ、母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体との連携した相談体制の構築も重要である。あわせて、相談支援を担う母子・父子自立支援員等の相談員について、中長期的な継続した支援を行うことを前提とした人材の確保や育成をすること及び資質の向上のための研修等の機会を提供すること等を通じて、相談機能の強化を図るとともに、相談窓口について、地域の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦にわかりやすい方法で周知することにより、各種の支援の利用を促すことが必要である。児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時等に、分かりやすい文体、デザインでひとり親家庭に対する支援施策を記載したリーフレットや冊子を用い、窓口で案内を徹底していくことが重要である。

支援を必要とする者に確実に情報等が届くよう、アウトリーチ型の相談や SNS 等をはじめとした情報技術の活用をさらに図っていくことが求められとともに、行政内の各担当部署が有する情報を把握・活用して相談支援を有意義なものとすることが求められる。

また、都道府県及び市町村は、児童扶養手当の支給要件の確認等の手続において、受給資格者の生活実態の確認に際しては、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう十分

子育て支援、離婚や妊娠に係る相談窓口や支援機関との連携を密にすることにより、具体的な支援メニューにつなげる支援体制を整備することが重要である。また、相談窓口の整備に当たっては、地域の実情に応じ、母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体との連携を活用を検討することと及び資質の向上のため、相談支援を担う人材を確保すること等を通じて、相談機能の強化を図るとともに、相談窓口の周知により利用を促すことが必要である。

また、都道府県及び市町村は、平成 20 年 4 月から実施されている児童扶養手当の一部支給停止措置に関連する手続について、プライバシーの保護に配慮しつつ、必要な情報の提供や

配慮する必要がある、プライバシーに関わる事項について確認が必要な場合には、確認の必要性について理解が得られるよう、児童扶養手当の支給要件との関係について十分に説明を行うとともに、個室や衝立のあるコーナーで行う等、プライバシー保護に配慮した事務運営を行うことが必要である。さらに、平成 20 年 4 月から実施されている児童扶養手当の一部支給停止措置に関連する手続について、プライバシーの保護に配慮しつつ、必要な情報の提供や相談等を行う必要がある。

その他、都道府県及び市町村の相談窓口において、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が様々な事情を抱えていることを理解し、個々の家庭に寄り添った相談対応を行うことが求められており、これらの相談対応について、職員向けの研修等を通じて、質の向上に努めることが重要である。

(4) 子育て・生活支援の強化

母子家庭の母及び父子家庭の父が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるようにするため、就業が直ちに困難な場合に母子家庭の母及び父子家庭の父の状況に応じた自立を図るためには、多様な保育サービスやファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業等の一般の子育て支援を積極的に活用してもらうとともに、母子家庭の母及び父子家庭の父の居宅への家庭生活支援員の派遣等による日常生活支援の拡充、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する子育てに関する講習会等の開催、親同士の情報交換の場の提供等に取り組むことが重要である。

相談等を行う必要がある。

(4) 子育て・生活支援の強化

母子家庭の母及び父子家庭の父が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるようにするため、就業が直ちに困難な場合に母子家庭の母及び父子家庭の父の状況に応じた自立を図るためには、多様な保育サービスやファミリー・サポート・センター事業などの一般の子育て支援を積極的に活用してもらうとともに、母子家庭の母及び父子家庭の父の居宅への家庭生活支援員の派遣等による日常生活支援の拡充、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する子育てに関する講習会等の開催、親同士の情報交換の場の提供等に取り組むことが重要である。さらに、世代間の貧困の連鎖を防止す

また、相談に対応する職員は、母子家庭の母及び父子家庭の父からの相談に当たり、個々のニーズに応じて、これらの支援施策が選択できるよう、日頃から各支援施策の担当者との連携を密にしておくとともに、必要に応じてこれらの支援施策の利用の申請をあっせんする等の対応を行うことが重要である。

さらに、世代間の貧困の連鎖を防止するためにも、母子家庭及び父子家庭の子どもの生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後の居場所の提供、学習支援等に取り組むことが重要である。

学習支援等の実施にあたっては、生活困難者自立支援制度における子ども学習・生活支援事業と連携を図ること、学習ボランティア等の人材が確保しやすい等、効果的かつ効率的に事業を展開することが可能となり、また、個々の子ども状況に応じた学習支援の提供が可能となることが考えられることから、学習支援事業の担当者間で連携しながら、地域の母子家庭及び父子家庭の子どもへの学習支援等の実施を推進していくことが重要である。さらに、事業の実施に当たっては、教育委員会や関係団体と連携するなど地域資源を積極的に活用することが望ましく、また、現状では参加していない子どもの参加を促す等の工夫が求められており、好事例や様々な課題への対応事例の収集・展開などにより更なる普及を図っていくことが重要である。

(5) 就業支援の強化

るためにも、母子家庭及び父子家庭の児童の生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後の居場所の提供、学習支援等に取り組むことが重要である。

(5) 就業支援の強化

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業やより良い条件での転職を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。支援に当たっては、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある、自己肯定感を高めるような内容やライフプランに関するものを盛り込んでいくことにも留意が必要である。

これまでも、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、マザーズハローワーク等におけるきめ細かな就職支援の実施、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用を促進するための事業主に対する助成金等の施策を実施しているが、引き続き、各施策を推進していくことが求められる。

特に就業への効果が高い母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金については、全ての都道府県等及び市等において積極的な実施とその周知が求められる。また、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用等の一部支給する事業の積極的な実施とその周知が求められる。

さらに、特別措置法の規定を踏まえ、母子福祉団体等からの

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業やより良い条件での転職を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。支援に当たっては、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある、これまでも、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用を促進するための事業主に対する助成金等の施策を実施しているが、特に就業への効果が高い母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金については、全ての都道府県等及び市等において積極的な実施とその周知が求められるとともに、今後は、母子家庭の母及び父子家庭の父の学び直しの視点も含め、就業支援を拡充することが求められる。

物品及び役務の優先調達に努めるとともに、各種雇用関係助成金の活用や、母子家庭の母や父子家庭の父を多数雇用している企業の表彰等を通じて、働きやすい環境の整備と就業促進に向けた社会的機運を高めることが重要である。

また、親のみならず、希望に応じ、子どもの就労を支援するといった視点も重要である。子どもの就労支援については、ひとり親家庭の子どもを対象とした母子家庭等就業・自立支援事業における就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行うほか、生活困窮者自立支援法に基づき子どもの学習・生活支援事業を実施し、進路選択や将来の就職に向けた相談や職場体験等の支援を行う。さらに、ハローワークと学校等の関係機関が連携し、ハローワーク等が実施する支援内容等について高校生・生徒等に対する情報提供を行う等、就職を希望する学生・生徒等に対する支援等を推進していくことが重要である。

(6) 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進

養育費の確保については、養育費の取決めや確保が適切になされるよう、離婚する前からの意識付けが重要であり、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、養育費等の取決めについて解説するとともに、養育費等の取決め合意書のひな形を記載したパンフレットを離婚届と同時に交付すること等を通じて離婚当事者に対する周知啓発や、養育費の相談等に対応する者に対する研修等の支援、養育費に係る各種手続き等に関するパンフレッ

(6) 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進

養育費の確保については、養育費の取決めや確保が適切になされるよう、離婚する前からの意識付けが重要であり、養育費等の取決め合意書のひな形を作成し、離婚届と同時に交付すること等を通じて離婚当事者に対する周知啓発や相談等に対応する者に対する支援、弁護士による養育費相談の実施が重要である。また、面会交流については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことであるが、他方で、児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合

上等の作成、弁護士による養育費相談の実施が重要である。 <u>養育費の履行確保に向けては、民事執行法（昭和54年法律第4号）の改正により、現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにするとともに、債務者の有する不動産、給与・債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続が新設されたことから、関係機関等への周知を図り、制度の利用を推進することが重要である。</u> また、面会交流については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことであるが、他方で、児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があるとともに、養育費相談とは異なる専門性が必要である。このため、面会交流に関する意義や課題等を双方の親を含む関係者が認識した上で、<u>取決め・実施が適切</u>になされるよう、国、都道府県及び市町村は、関係機関や民間団体と協力して周知啓発や相談対応を実施していくことが重要である。	があるとともに、養育費相談とは異なる専門性が必要である。このため、面会交流に関する意義や課題などを双方の親を含む関係者が認識した上で、<u>取決め・実施が適切</u>になされるよう、国、都道府県及び市町村は、関係機関や民間団体と協力して周知啓発や相談対応を実施していくことが重要である。
(7) 福祉と雇用の連携 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の早期自立を図るためには、早期の段階における支援が重要である。こうした観点から、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を初期の段階で把握し、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、<u>就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等の等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定を実施することが必要であるが、支援の</u>	(7) 福祉と雇用の連携 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の早期自立を図るためには、早期の段階における支援が重要である。こうした観点から、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を初期の段階で把握し、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、<u>経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠である。そのため、国の労働部局と都道府県及び市町村、また、都道府県及び市町村の福祉部局と産業労働部局が緊密に連携すること</u>

実施に当たっては、ハローワーク等との連携を図り、必要に応じて窓口にあっせんする等のきめ細やかな支援が求められる。

また、就業による自立に向けた支援においては、就業に向けた職業能力開発とあわせて就業する際の子育て支援等、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠である。そのため、国の労働部局と都道府県及び市町村、また、都道府県及び市町村の福祉部局と産業労働部局が緊密に連携することが求められる。

(8) 子どもの貧困対策

就業支援を中心として、各種支援策を総合的に展開し、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立、生活の安定と向上を図ることは、子どもの貧困対策にも資するものである。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子供の貧困対策に関する大綱に基づき、各種施策を講じていく必要がある。

子どもの貧困対策の推進のためには、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に参画していく必要があるが、中でも個別の子どもに関する情報を多く保有する地方公共団体の役割は重要である。国は、地方公共団体による子どもの貧困対策計画の策定を促し、地方公共団体は、関係機関と連携しつつ、策定した計画に基づく各施策を着実に実施していくことが重要である。

2. 実施する各施策の基本目標

が求められる。

(8) 子どもの貧困対策

就業により安定した収入を確保し、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立、生活の安定と向上を図ることは、子どもの貧困対策にも資するものである。子供の貧困対策に関する大綱に基づき、関係機関と連携しつつ、各施策を実施していくことが重要である。

2. 実施する各施策の基本目標

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を図るためには、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に展開することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。 <u>支援策の推進に当たっては、国、都道府県、市町村がそれぞれの役割を認識し、連携を図るとともに、それぞれの役割に応じた積極的な支援施策の検討・実施の推進を図る。</u>	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を図るためには、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に展開することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。
(1) 子育てや生活の支援策 母子家庭の母及び父子家庭の父が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、保育所、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業等の優先的利用等、保育サービスの提供、公営住宅への優先入居や住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に規定する居住支援法人及び居住支援協議会（以下「居住支援協議会等」という。）が行う子育て世帯の入居を拒まない登録住宅等の情報提供等の推進、家庭生活支援員の派遣による家事援助や保育サービスの提供等を行う事業の推進、子育てに関する講習会等の開催や親同士の情報交換の場の提供等を行う事業の推進、子育てや生活の面での支援体制の整備を促進するとともに、地域の相互扶助による子育てや生活の面での支援を推進する。 <u>また、母子家庭及び父子家庭の子どもの生活の向上を図る</u>	(1) 子育てや生活の支援策 母子家庭の母及び父子家庭の父が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、保育所等の優先的利用等、保育サービスの提供、公営住宅の積極的な活用等の推進、子育てや生活の面での支援体制の整備を促進する。 <u>また、地域の相互扶助による子育てや生活の面での支援を</u> 推進する。

ため、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援や学習支援等を行う居場所づくりを推進する。

(2) 就業支援策

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするように、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービス提供、就職に効果的な資格取得のための支援や個々の家庭の事情等に対応したプログラムの策定のほか、マザーズハローワーク等におけるきめ細かな就職支援の実施、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、職業能力開発のための給付金、事業主に対する助成金や母子福祉団体等からの物品や役務の優先調達に努めること等による就業機会の創出等を実施する等、就業面での支援体制の整備を促進するほか、母子家庭の母及び父子家庭の父が高等学校卒業程度認定試験に合格するための支援を実施する。

また、親のみならず、子どもの就労支援に向けて、母子家庭等就業・自立支援事業における就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行うほか、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業による進路選択や将来の就職に向けた相談や職場体験等の支援、ハローワークと学校等の関係機関が連携し、ハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対する情報提供を行う等、就職を希望する学生・生徒等に対する支援等を推進する。

(2) 就業支援策

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするように、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービス提供、就職に効果的な資格取得のための支援や個々の家庭の事情等に対応したプログラムの策定のほか、マザーズハローワーク等におけるきめ細かな就職支援の実施、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、職業能力開発のための給付金、事業主に対する助成金や母子福祉団体等からの物品や役務の優先調達に努めること等による就業機会の創出等を実施する等、就業面での支援体制の整備を促進する。

(3) 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
母子家庭及び父子家庭の子どもが必ず養育費を取得できるよう、また、子どもと同居していない親が適切に交流できるよう、養育費の支払や面会交流についての社会的気運の醸成、養育費等の取決めの合意書のひな形や養育費等の取決めについて解説したパンフレットの離婚届との同時交付、弁護士による相談等を通じた養育費や面会交流についての取決めの促進を図る等、養育費確保面での相談体制の整備を促進する。また、財産開示手続の見直しや、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続の新設を盛り込んだ令和元年5月に成立した民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号。以下「民事執行法等一部改正法」という。）について、関係機関等への周知を図り、制度の利用を推進する。養育費の確保については、地方公共団体における先駆的な取組や、諸外国の制度なども把握しながら、検証等も行いつつ、必要な施策について検討を進める。また、面会交流は、基本的には子ども立場からその実施が望ましいことから、児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があることや養育費相談とは異なる専門性が必要であること等に留意の上、相談に対応すること等により、面会交流の取決めの促進を図るとともに、行政機関と民間団体が連携して、その実施に向けた支援を推進する。

(3) 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
母子家庭及び父子家庭の児童が必ず養育費を取得できるよう、養育費の支払についての社会的気運の醸成、養育費や面会交流についての取決めの促進を図るなど、養育費確保面での相談体制の整備を促進する。また、面会交流は、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことから、児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があることや養育費相談とは異なる専門性が必要であること等に留意の上、相談に対応すること等により、面会交流の取決めの促進を図る。

(4) 経済的支援策 母子家庭及び父子家庭にとって重要な経済的な支えとなっている児童扶養手当制度を利用しやすくなるために、制度について積極的に情報提供を実施する。特に、<u>近年の制度の拡充に伴って、様々な疑問点等が生じているとの指摘もあり、これらについての丁寧な説明を行う必要がある。</u> また、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を利用しやすくなるために、制度について積極的に情報提供を実施するとともに、<u>必要な時期に適切に貸付けを行う等、貸付事務の適正な実施を確保する。</u> <u>児童扶養手当制度及び母子父子寡婦福祉資金貸付金制度については、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活実態等に対応した制度の整備を推進するとともに、プライバシー保護に配慮した事務運営の実施、関係職員に対する研修の実施等により、経済面での支援体制及び適切な事務運営の整備を促進する。</u> (5) <u>その他</u> ① <u>相談関係職員の人材の確保と専門性の向上</u> 母子・父子自立支援員等の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に従事する職員については、<u>個々の家庭の事情を理解したうえで、寄り添ったきめ細やかな支援の実施が求められることから、中長期的な継続した支援が行うことができるよう、母子・父子自立支援員等の相談員の適切な配置、相談員向けの研修の実施等による人材育成と専門性の</u>	(4) 経済的支援策 母子家庭及び父子家庭にとって重要な経済的な支えとなっている児童扶養手当制度を利用しやすくなるために、制度について積極的に情報提供を実施する。また、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を利用しやすくなるために、制度について積極的に情報提供を実施するとともに、<u>母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等に対応した貸付金制度の整備及びその適正な実施、関係職員に対する研修の実施等により、経済面での支援体制の整備を促進する。</u>	(新設)
--	---	-------------

向上を推進する。 ② <u>教育の支援</u> <u>家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばすことのできる社会を実現することが重要であり、高等教育の修学支援新制度等の教育費負担の軽減や、高校中退の予防、中退後の支援等を含め、関係施策の一層の充実を図る。</u> 3. 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項 (1) 国等が講ずべき措置 ① <u>ハローワーク</u>における就業あっせん（公共職業訓練の受講あっせんを含む。） ア 母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、関係機関と連携し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。また、マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。 イ 母子家庭等就業・自立支援事業の円滑な実施のため、母子家庭等就業・自立支援センターや市等の求めに応じて、必要な求人情報の積極的な提供を行う。 ウ 生活保護受給者等の就労・自立の促進 児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、<u>ハローワーク</u>と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた	3. 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項 (1) 国等が講ずべき措置 ① <u>公共職業安定所</u>における就業あっせん（公共職業訓練の受講あっせんを含む。） ア 母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、関係機関と連携し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。また、マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。 イ 母子家庭等就業・自立支援事業の円滑な実施のため、母子家庭等就業・自立支援センターや市等の求めに応じて、必要な求人情報の積極的な提供を行う。 ウ 生活保護受給者等の就労・自立の促進 児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、<u>公共職業安定所</u>と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた
--	--

め細かい就労支援を実施する。

また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動をに取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行う。

② 公共職業訓練の実施

公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者とその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、託児サービスを付加した職業訓練や就労経験の少ない者にビジネスマナー講習等を行う準備講習をセットにした職業訓練等個々の求職者の特性に配慮した公共職業訓練を実施する。

③ 求職者支援制度の活用

雇用保険を受給できない母子家庭の母及び父子家庭の父等の求職者に対して、無料の職業訓練を提供し、一定の要件を満たす場合に当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給し、あわせて、ハローワークにおける積極的な就労支援を実施する。

④ ジョブ・カード制度の活用

母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた労働者等に対し、ジョブ・カードを活用したキャリア形成支援を行う。

就労支援を実施する。

② 公共職業訓練の実施

公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者とその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、託児サービスを付加した職業訓練や就労経験の少ない者にビジネスマナー講習等を行う準備講習をセットにした職業訓練等個々の求職者の特性に配慮した公共職業訓練を実施する。

③ 求職者支援制度の活用

雇用保険を受給できない母子家庭の母及び父子家庭の父などの求職者に対して、無料の職業訓練を提供し、一定の要件を満たす場合に当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給し、あわせて、公共職業安定所における積極的な就労支援を実施する。

④ ジョブ・カード制度の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父などの職業能力形成機会に恵まれない者の安定雇用への移行等を促進するため、ジョブ・カードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な者には座学と企業における実習を組み合わせた実践的な職業

⑤ 特定求職者雇用開発助成金の活用 母子家庭の母及び父子家庭の父等の就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定就職困難者コース助成金について、事業主に対する周知を徹底する等により、その活用を推進する。 ⑥ 試行雇用を通じた早期就職の促進 母子家庭の母及び父子家庭の父等を含めた職業経験の不足等から安定した職業に就くことが困難な求職者に、実践的な能力を取得させる等により、早期就職の実現や雇用機会の創出を促進するための一定期間の試行雇用を実施する。 ⑦ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進 正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の安定化を促進する。 ⑧ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の促進 厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇入れを促進するように努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対して雇入れの要請を行う。 ⑨ 事業主に対する母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等の推進	訓練の受講を推進する。 ⑤ 特定求職者雇用開発助成金の活用 母子家庭の母及び父子家庭の父など就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定就職困難者コース助成金について、事業主に対する周知を徹底するなどにより、その活用を推進する。 ⑥ 試行雇用を通じた早期就職の促進 母子家庭の母及び父子家庭の父に実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進するための短期の試行雇用を実施する。 ⑦ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進 正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の安定化を促進する。 ⑧ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の促進 厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇入れを促進するように努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対して雇入れの要請を行う。 ⑨ 事業主に対する母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等の推進
---	---

事業主に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に ついて理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の 母及び父子家庭の父の就業の促進に向けた協力の要請を積 極的に推進する。	事業主に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に ついて理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の 母及び父子家庭の父の就業の促進に向けた協力の要請を積 極的に推進する。
⑩ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母及び 父子家庭の父の雇用に関する好事例の周知 母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に雇用する等、 都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母及び父子 家庭の父の雇用に関する好事例について、情報を収集し、そ の提供を行うとともに、<u>その企業等の公表や表彰等を実施 する。</u>	⑩ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母及び 父子家庭の父の雇用に関する好事例の周知 母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に雇用するな ど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母及び 父子家庭の父の雇用に関する好事例について、情報を収集 し、その提供を行う。
⑪ 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の支援 母子・父子自立支援プログラム策定等事業がより多くの 都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母及び 父子家庭の父の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種 情報を提供する。	⑪ 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の支援 母子・父子自立支援プログラム策定等事業がより多くの 都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母及び 父子家庭の父の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種 情報を提供する。
⑫ 母子家庭等就業・自立支援事業の支援 母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就 業・自立支援事業を実施している都道府県等及び市等に対 し、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業促進につながる 各種情報を提供する。	⑫ 母子家庭等就業・自立支援事業の支援 母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就 業・自立支援事業を実施している都道府県等及び市等に対 し、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業促進につながる 各種情報を提供する。
⑬ 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力 母子・父子福祉団体等母子家庭の母及び父子家庭の父の 福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母及び	⑬ 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力 母子・父子福祉団体等母子家庭の母及び父子家庭の父の 福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母及び